

農地法が変わります <農地を相続したら届出を!>

「農地法等の一部を改正する法律」が今年6月24日に公布され、年内に施行されます。詳しい内容や手続きはこれから決まりますので次号でお知らせいたします。改正の概要は次のようになります。

<なぜ改正するのか?>

日本は食料自給率が低く、食料の多くを海外に依存しています。しかし、近年の穀物価格の高騰や輸入食品の安全性への不安などから、国内の農業生産を増やして、食料を安定的に供給する必要があります。そのため、農地を確保し、最大限に活用するために、農地法をはじめとする4つの法律を改正するものです。

<改正される法律>

農地法・農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）・農業協同組合法（農協法）

改正のポイント!!

農地を最大限に利用 ~農地を貸しやすく借りやすく~

○ 農地の相続

相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になります。

○ 納税猶予制度の見直し

農地を他の人に貸しても適用が受けられるようになります（市街化区域農地は除く）。

○ 借り手の範囲の拡大

「農業生産法人」「農業常時従事者」に加え、次の方も農地を借りられるようになります。

① 農業生産法人以外の法人（執行役員のうち1名以上が農業に常時従事）

② 農作業常時従事者以外の個人

※ 農地を適正に利用しない場合は、貸借を解除されます。

○ 農地の賃貸借の存続期間の延長

賃貸借の期間が50年まで可能となります（これまで20年）。

農地を確保 ~これ以上の農地の減少を食い止める~

○ 農地転用の罰則強化

法人は1億円以下の罰金に引き上げられます（現在は300万円）。

（個人はこれまでどおり3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

○ 農地転用許可の対象拡大

これまで許可不要だった、病院・学校などの公共転用も許可対象となります。

<最新情報はこちらからどうぞ>

農林水産省ホームページ 「平成の農地改革」 <http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kaikaku/>

問い合わせ先

札幌市農業委員会担当課

Tel. 211-3636